

離島等供給特例承認申請書

(2022年12月22日からの大雪による災害に係わる電気料金等の特別措置)

2022年12月26日

東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

東北電NWNWS企第37号

2022年12月26日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

2022年12月22日からの大雪の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市に災害救助法が適用された。

新潟県：村上市，佐渡市

上記のように、離島等供給約款の適用地域の佐渡島がある新潟県佐渡市が含まれることから、当社供給区域内の災害救助法の適用市（2022年12月26日以降、2022年12月22日からの大雪の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村を含む。）において、被災された離島等供給約款の適用地域のお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの2022年11月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、12月、2023年1月および2月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を各々1か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2023年6月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが2023年6月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除

する。

- 5 従量電灯 C，臨時電灯 C，公衆街路灯 B，低圧電力，臨時電力，農事用電力の被災されたお客さまで，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，2023 年 6 月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 6 被災されたお客さまが被災後，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器の取付位置の変更申込みを行なった場合で，その申込みが2023年6月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7 この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については，離島等供給約款によるものとする。

以 上

別 添

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

2022年12月22日からの大雪の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市に災害救助法が適用されました。

新潟県：村上市，佐渡市

上記のように、離島等供給約款の適用地域の佐渡島がある新潟県佐渡市が含まれることから、当社供給区域内の災害救助法の適用市（2022年12月26日以降、2022年12月22日からの大雪の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村を含みます。）において、被災された離島等供給約款の適用地域のお客さまにかかる供給について、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき、離島等供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものがあります。

以 上